



### 土壌分析診断に関する支援をします

問 農林振興課 農業振興係 (内線 1503)

農業者に対し、土壌の過剰施肥を防ぎ、作物の安定生産と品質向上を目的とした土壌分析診断支援として補助金を交付します。

■対象者 出荷販売するための作物を生産する農地で土壌分析診断を行った方

■補助率 土壌分析診断費用の合計の50%以内かつ750円/1検体を上限額とする(1人5検体まで)

■申請期限 令和7年3月31日(月)まで

#### ■必要書類

- ・土壌診断結果が分かる書類
- ・作物の出荷が証明できる書類
- ・領収書等の経費が分かる書類
- ・土壌診断を行った農地の位置図

■申込先 農林振興課農業振興係

### 鳥獣による被害をご相談ください

問 農林振興課 農業振興係 (内線 1502)

鳥獣による農作物被害等があった場合、農林振興課農業振興係にご相談ください。



①お名前とご連絡先

②被害を受けた作物や月日・場所

③被害状況等

をお伺いさせていただき、川俣町鳥獣被害対策実施隊に対応を依頼いたします。

併せて、被害防止に向けた侵入防止柵設置等についてもご相談ください。

### 産前産後期間の免除申請のお知らせ

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1406)

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月前の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩で、死産・流産・早産を含みます。

■対象になる方 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

■届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能

#### ■持参していただくもの

①出産前に届出する方 母子手帳などの出産予定日がわかるもの、本人確認書類、年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど個人番号がわかるもの

②出産後に届出する方 本人確認書類、年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど個人番号がわかるもの

### 個人住民税の定額減税のお知らせ

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。概要は次のとおりです。

■対象となる方 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

■減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

詳しい内容は、右記QRコードから町ホームページをご覧ください。



## 令和6年度狩猟免許試験のお知らせ

野生鳥獣を許可無く捕まえることは法に違反します。狩猟免許を取得し、狩猟者登録及び捕獲許可が必要となりますので、注意しましょう(猟銃を使う場合は、別に銃の所持許可が必要です)。狩猟者になるためには、福島県が実施する「狩猟免許試験」に合格しなければいけません。

### 【申請期間、試験日時及び試験会場】

申請受付期間	試験日時	試験会場	種別
5月2日(木)～6月7日(金)	7月6日(土)	アピオスペース (会津若松市インター西90)	わな猟のみ
6月3日(月)～7月5日(金)	8月4日(日)	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	全種(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)
7月8日(月)～8月9日(金)	9月8日(日)	福島県青少年会館 (福島市黒岩字田部屋53-5)	わな猟のみ
8月5日(月)～9月6日(金)	10月5日(土)	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	全種(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)

※受験を希望される方は、県北地方振興局県民生活課(024-521-2709)にお問い合わせください。



## 行政

### 今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係 (内線 1104)

■日時 6月11日(火) 午後1時30分～4時

■場所 川俣町役場1階 相談室1

※斎藤幸子相談委員(Tel 566-4020)、丹野雅直相談委員(Tel 566-4830)は電話でも受け付けています。

### ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係 (内線 2406)

■日時 6月20日(木) 午後1時～4時

■場所 川俣町役場1階 相談室2

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

■相談員 ふくしま生活・就職応援センターの相談員

### 「税務職員採用試験」(高校卒業程度)

問 仙台国税局人事第二課試験研修係 (Tel 022-263-1111)

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

■申込期間 6月14日(金)～6月26日(水)

■申込方法 受験申込みはインターネット

申込みとする。詳しくはQRコードからご覧ください。



### 6月は、不法投棄防止強調月間です

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

不法投棄は5年以下の懲役または最大1000万円以下の罰金(又は併科)を科せられる重大な犯罪です。きれいな町づくりのため不法投棄の撲滅へご協力をお願いいたします。

・通行量が少なく人目につきにくい道路沿いの空地や河川の土手等に不法投棄が多く見られます。

・上記のような土地を所有されている方は、啓発看板やバリケード設置等の不法投棄防止対策を行うようお願いいたします。

■不法投棄を発見した際の通報先

福島警察署川俣分庁舎 566-3121 (代表)

または当係 566-2111 (内線 1307) まで

不法投棄は犯罪です。投棄現場を目撃した場合は速やかに通報をお願いします。町と保健委員会では、不法投棄監視パトロールにより町内を監視・巡回し、不法投棄の未然防止及び注意を促しています。不法投棄は“しない・させない・ゆるさない”

### ごみの分別・減量化にご協力を！

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

家庭から出されるごみにリサイクルできるもの・まだ使えるものが混ざっていませんか。プラスチック容器包装やペットボトル等の資源ごみは分別して出しましょう。

分別・減量化には、3つの“R”が重要です。

■リデュース (Reduce: 発生抑制) は、無駄な包装を断る、詰め替え容器に入った製品を買う、物を長く大切に使うなどの取組です。

■リユース (Reuse: 再使用) は、古着を雑巾として使用する、リサイクルショップやフリーマーケットを利用するなどの取組です。

■リサイクル (Recycle: 再利用) は、資源ごみを分別して排出するリサイクル製品を利用する取組などです。

また、食品ロスを含む生ごみを減らすことが、ごみの減量化には必要不可欠です。

食品ロスを減らすためには、①買すぎない、②作りすぎない、③食材を使い切ることが重要です。生ごみについては、水にぬらさないこと、ぬれた場合はしっかりと水を切るようにしましょう。積極的にごみの分別・減量を進めることで、ごみ処理場からの二酸化炭素排出が削減され、地球温暖化防止対策につながるほか、ごみ処理費用の節減にもなります。今後ともごみの分別・減量化にご協力ください。

### 小型家電リサイクルにご協力を！

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

小型家電には、金や銀、レアメタルなど貴重な資源が含まれています。資源の有効活用とごみの減量化を図るため、小型家電リサイクルにご協力をお願いします。

■回収対象品目 携帯電話、PHS、スマートフォン、電話機、FAX、ノートパソコン、タブレット、ラジオ、ラジカセ、CD・DVD・BDプレーヤー、HDDレコーダー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、USBメモリ、ゲーム機、電子辞書、カーナビ、カーステレオ、充電器、ケーブル、アダプターなど

■回収方法 使用済み小型家電回収ボックスに直接投入してください。

■回収ボックス設置場所 川俣町役場 / とんやの郷ダイユーエイト川俣店 / 伊達地方衛生処理組合 (伊達市保原町)

■注意点

- ・家庭で使用された小型家電に限ります。
- ・個人情報はず必ず消去してください。
- ・乾電池、バッテリーは必ず外して投入してください。
- ・投入された使用済み小型家電は返却できません。